



2012~2013

KAWANOE WEEKLY

H. 25. 3. 19
No. 36



高橋省三氏繪



奉仕を通じて平和を

2012-2013年度国際ロータリー会長

田中作次

- 会 長 鈴木 昇
- 幹 事 大西 聖和
- 会報委員長 高原 達也
- 例会日 毎週火曜日
12:10~13:10
- 例会場 四国中央商工会議所
電話 58-3530
FAX 58-6294
- 事務局 四国中央商工会議所
電話 58-3530

代襲相続について

原本松宏

父が死亡してその子が財産を相続し、子が死亡して孫がその財産を相続する。多くの場合、相続は、年長者から年少者へと順番になされていきます。

しかし、中には父より先に子が死亡してしまうケースがあります。この場合、父の財産は、子を飛ばして直接、孫へと相続されます。これを代襲相続（だいしゅうそうぞく）といいます。また、代襲相続をする者を代襲者（この場合では、孫）、代襲相続される者を被代襲者（この場合では、子）といいます。

代襲相続とは、このように、被相続人（亡くなられた方）の子や兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡・欠格・廃除（代襲原因）によって相続権を失った場合、その者の子や孫等が、相続権を失った被代襲者に代わりそれと同じ地位に上って被相続人を相続することをいいます。

みどりと自然を大切に

代襲者となるのは、以下の場合です。

- ① 被相続人の直系卑属（被相続人の孫、曾孫、玄孫と続きます。）
- ② 被相続人の兄弟姉妹が相続人になる場合の兄弟姉妹の子（被相続人の甥姪）

例えば、例として、A子さんという方のケースについて考えてみます。

Aさんの夫は、数年前に死亡しています。Aさんと亡くなられた夫の間には、子供が1人います。

このような状態で夫の父親の甲が死亡したとします。Aさんの夫の法定相続分（法律で決められた相続分）は $1/4$ であったとします。

このケースでは、Aさんの子供（甲の孫）が、夫が生きていれば相続するはずだった $1/4$ の財産を相続することになります。妻には代襲相続する権利がないので、Aさんには相続分がありません。

もし、仮に、甲の死亡時に夫が存命しており、甲が死亡した後に夫が死亡したとしたらどうなるでしょう？

夫の父親の財産の $1/4$ は、一旦、夫の財産となります。夫が死亡すると遺言がなければ、妻は法定相続分として夫の財産の $1/2$ を相続することになります。

この例ですと、夫の父親の遺産の $1/4$ のさらに $1/2$ 、結局 $1/8$ は妻が相続することになるのです。

このように、相続の順番が変わることで、相続される財産が変わってくるのです。

第2503回 例会記録 H. 25. 3. 12

3. 11 東日本大震災 犠牲者のご冥福を祈り 黙禱

出席報告

1. 出席会員 (61名中) 42名
2. 出席免除 2名
3. 来訪ロータリアン
高知RC (株)オサキ社長 尾崎典之様
4. 当日出席率 71. 86 %
5. 前々回補足修正率 94. 92 %

卓 話 (情報委員会 宮内哲也委員長担当)

「2/19 研修会の報告」
石村榮一会員
久保安正会員
原本松宏会員

会務報告

- ・2013年3月 近隣クラブ例会のお知らせ
(出席委員会)
- ・家庭集会開催期間について
3月15日(月)～28日(木)

近隣RCの例会日

3月21日(木) 観音寺RC
(観音寺商工会議所)
3月22日(金) 伊予三島RC
(三島商工会館4F)
3月26日(火) 観音寺東RC
(観音寺グランドホテル)

委員長の時間

- ・「友」3月号 要点紹介
雑誌委員長 佐々木敬史会員
- ・出席報告 出席委員長 石川 豊和会員

次週プログラム

3月26日(火)
(社会奉仕委員会担当)
定例理事会

ニコニコニュース

鈴木昇…3月17日(日)は、次年度に向けての地区協とクラブ内の打ち合わせ会が行われます。次年度星川会長の実質的なスタートです。不本意ながら、欠席致しますが、稔りある一年となります様、祈念致します。